

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

<https://www.hongohojin.or.jp/>



税務ニュース
No. 509
令和5年9月号

NPM
NPM

日本バルスマーター株式会社

【目次】

Close Up Interview —— 2~3

着任のご挨拶

本郷税務署長 島貫まどか —— 4

副署長 波木井公一 —— 4

本郷税務署新幹部プロフィール —— 5

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 7

インボイス制度が始まります —— 8~9

法人会の活動 —— 10

事務局だより —— 11

新ジャンルへの挑戦を続けながら いま以上の“顧客感動”を追及したい

さまざまな分野・環境で活躍されている本郷法人会のメンバー。今号は、本郷法人会の前会長・橋立弘紀さんをクローズアップ！ 過去・現在から未来へと続く事業展望とともに、法人会とのかかわりについてもうかがいました。

公益社団法人 本郷法人会前会長
日本パルスモーター株式会社
代表取締役会長
はしだて ひろき
橋立 弘紀 様

プロフィール

1952年生まれ。早稲田大学工学部大学院卒業後、株式会社ビジネスコンサルタント入社。1980年、日本パルスモーター株式会社入社。2002年、同社代表取締役社長。2014年より代表取締役会長。



——会社の歴史や事業内容を教えてください。

弊社の創業は1952年。最初の社名は「吉澤精機工業」といって、石灰を扱う会社でした。栃木県の佐野市に日本有数の生産量を誇る石灰山があって、昔から石灰の採掘や製造が盛んな土地なんです。その吉澤精機工業に勤めていたのが私の父。命を受けて東京に事務所を置き、石灰の採掘や製造に必要な計器類の仕入れを任されていました。

やがて社名を日本パルスモーター株式会社と改名し、吉澤精機工業と分離独立したのが1972年。その後、弊社は小型パルスモーターの製造メーカーとして製品の開発や事業領域の拡大に取り組んできました。現在は東京本社のほか、東大和市（東京都）にあるテクノセンター、青森県の岩木工場、またアメリカ、中国、台湾、韓国、フィリピンなど海外にも開発・生産拠点を置いています。

——従来のモーターと「パルスモーター」では何が違うのでしょうか。また、どのような製品に使われているのか教えてください。

電源を入れれば回転し続けるのが昔ながらのモーターだとすれば、コンピュータ制御によって指示した分だけ回転させたり止めたりできるのがパルス

モーターです。

身近な例でいえば、皆さんもお使いのプリンター。ヘッドが動き、印字しているときの紙送りはゆっくりですが、「あとは白紙」となればパーッと紙送りが早くなるでしょう？ あれもパルスモーターがコンピュータの指示のもとに動いているわけです。

弊社が開発した製品では、エアコンの冷媒制御、また心電図や分析器など医療機器向けの装置などに広く使われています。

——法人会とのかかわりをうかがえますか。また、法人会に加入するメリットについても教えてください。

本郷法人会には、1969年に加入しました。若い頃、青年部の活動がてら諸先輩方にあちこち遊びに連れていってもらったのもいい思い出です。法人会のメリットといえば、困り事の相談に乗ってもらったり、人を紹介してもらえることもあります。私の場合、それ以上に魅力だったのは、地元とは別の方々と知り合えたことかもしれません。

縁あって本郷法人会の会長まで勤めさせていただきましたが、じつは私は生まれも育ちも三鷹市で、住まいもそちら。ですから、本郷地域に生まれ育っ

た企業の社長さんたちとの交流は新鮮でもあったし、だいぶ大げさな言い方になりますが、地元とは少し異なる風土や文化に触れて、人生の幅が広がったようにも思います。



青年部時代の一コマ(右から2人目が橋立氏)

—今後の目標や将来的な展望をうかがえますか。

これから旬を迎える事業の一つにロボット用のモーターがあります。ただ、そう簡単に自社開発できるものでもありません。その意味も含めて、現時点ではすでに開発・製造を手がけている企業とのタイアップを考え、プロジェクトに着手しています。

いま日本のモーターメーカーの多くは私たちのような中小企業です。もちろん中小企業のなかにも優れたメーカーは数多くあって研究開発にも熱心ですが、仮にいい製品が完成しても、それを世に出すノウハウがない、まして海外に売り出すような営業力を持たないメーカーが大半なんです。

その点、弊社は海外にも複数拠点をもち、営業力もある。うちとはとにかく営業マンが多いんですよ(笑)。他社製品の販売を請け負うにはモーターの知識は必要不可欠ですから、実際に使っていただく国内外のお客様のサポート役としても弊社は適任であると自負しています。

自社・他社製品を問わず、長年培った“モーター屋”の強味を生かしながら、新しいジャンルにもどんどん挑戦していきたい。顧客満足度を超えて、お客様に“感動”していただける企業を目指していきたいと考えています。



海外拠点のひとつ、中国の生産工場にて(左が橋立氏)

日本パルスモーター株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-13
TEL. 03-3813-8841(東京本社)
<https://www.pulsemotor.com/>



気の置けない仲間とゴルフでリフレッシュ!



旅好きの奥様と、のんびり海外旅行を楽しむことも。



着任のご挨拶

本郷税務署長 島貫 まどか

秋色の候、公益社団法人本郷法人会の皆様には、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、本郷税務署長を拝命し、財務省主税局税制第一課から転任してまいりました島貫でございます。前任の笹木同様、よろしく願い申し上げます。

公益社団法人本郷法人会の五十嵐会長はじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、研修会や講演会を開催し、税知識の普及と税務コンプライアンス向上に取り組むほか、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」や青年部会の小学校への講師派遣等、時代を担う子供達への租税教育・地域社会貢献活動に尽力されておられます。この紙面をお借りして心より敬意を表する次第です。

さて、近年、税を含むあらゆる分野でデジタル化が急速に広まっています。税務行政におきましても、本年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表いたしました。事業者の方々のデジタル化と併せて、税務行政もデジタル化を進めていくことで、皆様の事業の生産性の向上や正確性の向上のサポートをしてみたいと思っております。そのためにも、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax（電子申告）の利便性向上や相談チャネルの充実など、納税者目線に立って納税者サービスを向上してまいりたいと思っております。今後、e-Tax やキャッシュレス納付はますます便利になっていきますので、すでにご利用いただいている方は引き続き、まだの方はこの挨拶をご覧いただいたことを契機としてぜひ活用していただきたいと思います。

また、本年10月には消費税のインボイス制度が開始されます。令和5年度税制改正では各種の負担軽減措置も講じられております。制度の円滑な開始に向けて、事業者の皆様には、制

度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応を進めていただく必要があります。税務署といたしましては、引き続き丁寧に周知・広報に努めてまいりますので、会員の皆様もお取引先やご同業者の方へのご案内など、ご協力いただきますようお願いいたします。

結びに、公益社団法人本郷法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

本郷税務署副署長 波木井 公一

公益社団法人本郷法人会の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、渋谷税務署副署長から転任して参りました波木井でございます。前任の最上同様、よろしく願い申し上げます。

貴会におかれましては、各種説明会のほか、青年部会の租税教室、女性部会の絵はがきコンクールといった様々な事業に取り組まれており、税務行政の円滑な運営に多大なる貢献をされているものと承知しております。その活動に対し、心から敬意を表するとともに、お礼を申し上げます。

ご存じのとおり、我が国の国税の多くは、申告納税制度を採用しておりますので、税制や税務行政に対する納税者の理解と信頼を得ることが何よりも大切です。税務当局としては、税務に関する周知・広報や説明会など施策の充実を図っているところでありますが、このような施策を効果的なものとするには、貴会のお力添えが不可欠でありますので、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人本郷法人会の益々のご発展と、会員の皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

～本郷税務署新幹部プロフィール～

Executive Profile



役職 署長
 名前 島貫 まどか しまぬき まどか
 前任 財務省 主税局 税制第一課 課長補佐
 出身地 東京都
 趣味 クラシック音楽鑑賞、0歳娘と遊ぶ
 モットー 糧にする。努力する人は希望を語る！
 メッセージ 中学時代から長くお世話になった本郷の地での勤務、恩返しのお気持ちも込めて精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



役職 副署長
 名前 波木井 公一 はきい こういち
 前任 渋谷署 副署長
 出身地 千葉県
 趣味 旅行
 モットー 前向きに頑張る
 メッセージ 前任の渋谷署と同じ副署長ですが、土地柄も異なりますので、「心機一転」で務めてまいります。



役職 総務課長
 名前 河野 二郎 こうの じろう
 前任 局 課税第一部 資産課税課 課長補佐
 出身地 千葉県
 趣味 サッカー観戦
 モットー 日々楽しく仕事する
 メッセージ 本郷で皆様とともに仕事ができることを大変嬉しく思っています。精一杯努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



役職 総務課長補佐
 名前 平野 毅 ひらの つよし
 前任 局 徴収部 特別国税徴収官 徴収官
 出身地 大阪府
 趣味 水族館巡り
 モットー 凡事徹底
 メッセージ 7月の異動で参りました。至らない点が多々あるかと思いますが一生懸命頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。



役職 法人1統括
 名前 小柳 一郎 こやなぎ いちろう
 前任 鎌倉署 法人1 統括官
 出身地 東京都
 趣味 バスケットボール
 モットー スポーツ大好き 健康一番
 メッセージ 法人会の皆様には、税務行政へご協力いただきありがとうございます。微力ながら精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



役職 法人4統括
 名前 大同 隆二 だいどう りゅうじ
 前任 本郷署 法人1 連絡調整官
 出身地 山口県
 趣味 散策
 モットー 健康一番
 メッセージ 何事にも精一杯励みます。よろしくお願いいたします。



役職 法人1部門 審理担当上席
 名前 三浦 佑子 みうら ゆうこ
 前任 本郷署 法人1 上席
 出身地 兵庫県
 趣味 街歩き
 モットー 明るく、楽しく、元気よく
 メッセージ 本郷署2年目、法人会担当1年目です。精一杯頑張ります。よろしくお願いいたします。

インボイス制度説明会の御案内

日時	開催場所	定員	連絡先
令和5年10月25日(水) 13時30分～14時30分	本郷税務署 5F大会議室 文京区西片 2-16-27	各回 20名	本郷税務署 管理運営部門 TEL:03-3811-3171(代表) (内線24342、24343)
令和5年11月29日(水) 13時30分～14時30分			
令和5年12月20日(水) 13時30分～14時30分			

※説明会終了後、インボイスの発行事業者の登録の要否を悩まれている方向けに登録要否相談会を開催します。相談会に御参加希望の方は、電話で事前予約をお願いします。

税務署だより

tax office message

国税の納付は

スマホで スマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から
納付手続きが行えます！



スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

ご家族の分も
納付可能！

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

✓ 事前手続き不要！

✓ いつでもできる！
場所を選ばず
どこでもできる！

「国税スマートフォン
決済専用サイト」に
アクセス！

Pay払い(〇〇ペイ)
を選択し、画面の表示
に従って手続き！

留意点

- ◎ アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
 - ◎ 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
 - ※ 法人税も納付が可能です。
 - ※ 源泉所得税は利用制限があります。
 - ◎ 一度の納付での利用上限金額は30万円です。
 - ※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
 - ◎ 領収証書は発行されません。
 - ※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
 - なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容ダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など
 ※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。
 （不動産取得税を除く。）

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限（不動産取得税を除く。）までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。ただし、申告・納付後1～2週間以内に納税証明を申請する場合は、①領収書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え（受付印のあるもの）（※②は申告税目のみ）の両方を、お近くの都税事務所等の窓口までお持ちください。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税種別割以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税種別割）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税種別割納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

☆ 詳しくは、文京都税事務所または所管の都税事務所までお問い合わせください。

事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

準備はお済みですか？

○ インボイス制度がスタートすると…

買手

(課税事業者)



売手

(インボイス発行事業者)

買手は、「売上げの消費税額」から「仕入れや経費の消費税額」を控除するために、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

インボイスを発行するためには、事前に登録申請手続きが必要です。

売手は、インボイス発行事業者となった場合、買手の求めがあればインボイスを交付しなければなりません。

○ インボイス発行事業者の登録がお済みの方

- ・ 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- ・ インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- ・ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう。
- ・ 仕入先がインボイスの発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度の開始に向け、売手及び買手の立場での事前準備を説明した動画を国税庁動画チャンネルに掲載しています。

視聴はこちら



○ 登録するかお悩みの方

- ・取引の相手方からインボイスの交付を求められるか否かも含め、インボイス発行事業者になるか検討する必要があります。
- ・登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- ・登録は任意です。

登録申請をするべきか悩んでいる…という方向けのコンテンツを掲載しています。

インボイス制度
に関する情報ガイド



○ インボイス制度に関する改正について(令和5年度)

税負担・事務負担の軽減措置があります

免税事業者からインボイス
発行事業者になられた方

納税額を売上税額の
2割に軽減

詳しくはこちら



一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、
インボイス保存
不要

詳しくはこちら



すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、
返還インボイス交付
免除

詳しくはこちら



これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に

詳しくはこちら



▶インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。

▶インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120-205-553(無料) 9:00~17:00(土日祝除く)

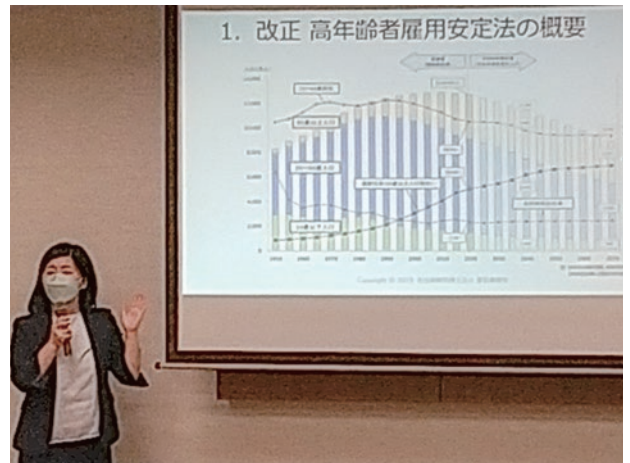
※個別相談は、本郷税務署への事前予約をお願いします。

インボイス制度
特設サイト



「労務セミナー」を開催 —源泉部会—

7月14日(金)、源泉部会による労務セミナーを医科器械会館において開催しました。今回は「改正高年齢者雇用安定法解説セミナー～70歳までの就業機会確保措置について～」と題して、社会保険労務士の星名真喜子氏を講師に迎え、改正高年齢者雇用安定法の概要や就業機会確保措置の内容をはじめ、高年齢者雇用への会社の取り組み(雇用形態、賃金・評価制度、安全・健康対策等)や高年齢者雇用のメリット(人手不足、ノウハウ・スキルの共有・継承等)、具体的な事例を交えながら解説いただきました。



▲講師の社会保険労務士 星名真喜子氏

夏季研修会「戦略MGマネジメント研修」を開催 —青年部会—

8月23日(水)、文京区民センター会議室において「戦略MGマネジメント研修」を開催しました。今回の夏季研修会はこれまでと趣向を変え、ボードゲーム形式による経営体験ワークショップを企画し、講師には公認会計士で株式会社サイオンアカデミー代表取締役の神野(こうの)美穂氏を迎え行いました。

今回の研修は簡単に言えば、ボードゲーム形式による経営シミュレーションゲームで、参加者一人ひとりが仮想の会社を起業、経営し、事業活動(採用、借入れ、設備投資、仕入れ加工、販売、在庫管理など)のさまざまな意思決定を実践していく能動的学習(アクティブラーニング)で、ゲームの後には各自(各社)決算までを行い、最終的には最も多く「利益」を上げ、「自己資本」を

最大化した人が勝ちといった、経営感覚を養うものです。和やかな雰囲気の中、ゲームは進んでいましたが、自社の決算状況が分かると苦笑いする場面も見られました。参加者からは「普段の事業活動とは違う視点から物事を見ることができ、とても有意義だった」などといった声があがっていました。



▲カードを引くたびに「経営判断」が求められる

事務局だより

“税を考える週間” 協賛行事 「署長講演会 & 特別講演会」

どなたでも参加
できます。

日時：令和5年11月6日（月）13:30～16:10
場所：東京ガーデンパレス「天空の間」（文京区湯島1-7-5 電話3813-6211）

- 署長講演会
演 題：「税務行政の現状と課題」
講 師：本郷税務署長 島貫 まどか 氏
- 特別講演会
演 題：「感性コミュニケーション
～男女脳差理解による組織力アップ講座～」
講 師：株式会社感性リサーチ
代表取締役 黒川 伊保子 氏

参加費：無料
定 員：50名
申込期限：10月30日（月） ※定員になり次第締め切らせていただきます。

※詳しくは法人会ホームページをご覧ください。

本郷法人会

検索



黒川 伊保子 氏

新規会員様、ぜひご紹介ください！

法人会では、税務や企業経営に関する各種研修会の開催、社会貢献事業、異業種間の交流など、幅広い事業活動を積極的に展開しています。

また、若手経営者等による青年部会、女性会員による女性部会では、小学6年生を対象とした租税教室や、税に関する絵はがきコンクールなど活発な活動を行っています。

たくさんのメリットがあります！

- 税務署や専門家と協力し、実施している税と経営に関する研修会、講習会、説明会等に参加できます。
 - 「インターネットセミナー」、「宅配セミナーDVDレンタル」サービスが無料です（一般経営、税務、人材育成等、様々なDVDをご用意しております）。また、インターネットセミナーはログインすれば無料で視聴できます。社員研修用プログラムとしてもご活用いただけます。
 - 経営に関する課題・問題について、専門家(税理士、社会保険労務士等)による各種相談を受けることができます(無料)。
 - 大同生命・AIG損保・アフラックとの提携による、経営者大型保障制度や企業をリスクから守る保険、従業員の皆さまもご加入いただける個人の保障制度まで、法人会割引制度で通常より低額でご加入いただけます。
 - ラフォーレ倶楽部、プリンスホテルなどの保養施設を会員価格でご利用いただけます。
- このほかにも経営に役立つメニューや、会員価格でご利用いただける福利厚生制度を取り揃えています。

新規入会は随時受け付けております。会員の皆様の知人やお取引先の経営者の方で、法人会に未加入の方がおりましたら、ぜひご紹介ください！

本郷法人会事務局 TEL:03-3812-0595 FAX:03-3815-2401 e-mail:info@hongohojin.or.jp

9月号 編集後記

年々暑くなる夏に手を焼いています。気温が34℃を超えるとかき氷が食べたくなくなるといった調査結果があります。かき氷は1000年も前から存在し、氷も甘味料も希少で貴族しか口に出来なかったとか。現代は庶民も食べられる身近な存在ですが、2,000円～3,000円といった価格の商品もあり、近年のかき氷の進化には驚かされることばかりです。 (吉田幸枝 記)



おうちでできる 都税の納付方法



都税の支払い方法



領収証書が必要な場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口でご納付ください。
お支払い完了後は納付を取り消すことができません。

スマートフォン決済アプリ



アプリ起動

納付書の
バーコード読取

支払い

支払完了



※地方税統一QRコード（eL-QR）のある納付書については、別途対象のアプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。詳しくは主税局HPをご確認ください。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

クレジットカード



地方税お支払サイトに
アクセス

納付書の
必要事項を入力

クレジットカード
情報を入力

決済完了



専用サイトへアクセスしてご利用いただけます。
※税額に応じたシステム利用料がかかります。

地方税お支払サイト

検索



地方税お支払サイト



インターネットバンキング・ATM

インターネットバンキングに
アクセス

納付書の
必要事項を入力

決済完了



ペイジーマークの付いている納付書はインターネット
バンキング・ATM でご利用いただけます。

※ペイジー対応の金融機関に限ります。

※ATMでの納付方法については各金融機関にお問い合わせください。



eLTAX 電子納税



eLTAXを通じて全ての都道
府県や区市町村へ、一括で
電子納税ができます。



eLTAX ホームページ

eLTAX

検索

口座振替



ご利用している預（貯）金口座から納期限
（各納期の末日）に自動的に納付できます。

※事前にWEB又は郵送での利用申込が必要です。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。